

福祉サービスの利用方法

就労継続支援A型事業所を利用するには、福祉サービスの支給申請が必要となります。

1 相談・申請

お住まいの市町役場の障がい福祉担当窓口、又は相談支援事業所に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、市町役場に申請をします。

（就労継続支援A型利用の場合はハローワークにも相談窓口があります。）

2 調査・審査・判定

市町の職員等が訪問し、障がいの状況についての調査を行います。調査の結果を基に、審査会で審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か決められます。

3 サービス等利用計画案の作成、支給決定

相談支援事業所により、サービス等利用計画案を作成し、市町に提出します。支援をするための総合的な支援計画で、福祉サービスを利用する場合は必須です。市町はそれらを踏まえて、サービスや支給量を決定し、受給者証を交付します。

4 事業所と契約

支給が決定したら、サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約・及び、雇用契約を結びます。

5 サービス利用開始

受給者証を事業所に提示して、サービス開始となります。

* 基本的な流れです。場合によっては、順序等異なる場合があります。